

DMの融資勧誘で小切手送付

消費者トラブルを斬る

»4



志士 尚護 田上 尚護 田上 尚護

資金難狙うシステム金融

い、その小切手や手形を
る方法や、裁判所に取立
決済させる方法で融資金
禁止の仮処分を申し立て
の回収を行っているヤミ
の方法などもありませ
金のことを「システム金
融」と言います。
一定の金銭の預託が必要
となるため、現実的とは
言えません。

小売業を営んでいます
が、営業資金が不足した
ため、ダイレクトメール
(DM)で融資の勧誘が
あった貸金業者の案内
通りに百万円の小切手
を東京の郵便局留めで
送り、五十万円を振り込
んでもらいました。その

金を振り込んでもらいま
した。しかし、振り込ま
れる金額はいつも小切手
の額面の半分以下
です。次の小切手の決済
資金がなくて困っていま
す。

算すると、出資法の制限
利率(原則は年10.9・
5%)。貸金業者の場合は
年29.8%を超えている
ものと考えられるので、
実質的には金融犯罪にあ
ります。支払いの必要
はありますが、小切手
を振り出している以上、
その対処が必要となりま
す。

比較的良好に用いられる
方法として、裁判所に特
定調停を申し立てると
同時に、民事調停法十二
条に基づく申し立てを
行い、小切手の支払いを
止めてしまう方法があ
ります。この方法は金銭
の預託が必要なく、異議
や仮処分の申し立てより
も使いやすいため、いま
も使われやすいといえま
す。

後、ほかの業者からもD
Mが次々と来るようにな
りました。小切手の決済
に困ったこともあって、
同じように小切手や手形
を郵便局留めで送り、お
金を振り込んでもらいま
した。しかし、振り込ま
れる金額はいつも小切手
の額面の半分以下
です。次の小切手の決済
資金がなくて困っていま
す。

資金難や経営難に陥っ
ている中小零細事業者を
ターゲットにファクスや
DMで融資の勧誘を行
う。対処方法として、手形
交換所に異議を申し立て
す。

比較的よく用いられる
方法として、裁判所に特
定調停を申し立てると
同時に、民事調停法十二
条に基づく申し立てを
行い、小切手の支払いを
止めてしまう方法があ
ります。この方法は金銭
の預託が必要なく、異議
や仮処分の申し立てより
も使いやすいため、いま
も使われやすいといえま
す。

ただ、これらの方法だ
と、ヤミ金に手を出した
ことが金融機関に知られ
てしまう可能性がありま
す。それを避けるか、あ
からず相手は手形や小
切手を振り出すことは絶
対に避けるべきです。
(田上尚志弁護士)

後、ほかの業者からもD
Mが次々と来るようにな
りました。小切手の決済
に困ったこともあって、
同じように小切手や手形
を郵便局留めで送り、お
金を振り込んでもらいま
した。しかし、振り込ま
れる金額はいつも小切手
の額面の半分以下
です。次の小切手の決済
資金がなくて困っていま
す。

資金難や経営難に陥っ
ている中小零細事業者を
ターゲットにファクスや
DMで融資の勧誘を行
う。対処方法として、手形
交換所に異議を申し立て
す。

比較的よく用いられる
方法として、裁判所に特
定調停を申し立てると
同時に、民事調停法十二
条に基づく申し立てを
行い、小切手の支払いを
止めてしまう方法があ
ります。この方法は金銭
の預託が必要なく、異議
や仮処分の申し立てより
も使いやすいため、いま
も使われやすいといえま
す。

ただ、これらの方法だ
と、ヤミ金に手を出した
ことが金融機関に知られ
てしまう可能性がありま
す。それを避けるか、あ
からず相手は手形や小
切手を振り出すことは絶
対に避けるべきです。
(田上尚志弁護士)



島根県弁護士会 ☎0852・21・3225
(対応時間は平日9—12時、13—17時)